

令和 7 年度税制改正に伴う主な変更点（先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例）

固定資産税の特例措置を受けるには、先端設備等導入計画に 1.5%以上の賃上げ方針を位置づけることが必須となりました。

項 目		旧制度（令和 5 ～ 6 年度）	新制度（令和 7 年度から）
適用要件		①設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けること ②計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で 労働生産性が年平均 3%以上向上すること	同左 ※令和 5～6 年度の新規申請時に賃上げ方針を位置づけて認定 を受けた計画は、旧様式で変更申請を行うことも可能
設備の要件		認定経営革新等支援機関の確認を受けた、投資利益率が 年平均 5%以上の投資計画に記載された設備 【投資利益率】 $\frac{\text{（営業利益＋減価償却費）の増加額}}{\text{設備投資額}}$ ※設備の取得等をする翌年度以降 3 年度の平均額	同左
対象設備・ 金額要件等	機械装置	1台160万円以上	同左
	工具	1台30万円以上	同左
	器具備品	1台30万円以上	同左
	建物附属設備	1台60万円以上	同左
特例率		賃上げ方針無し：1/2 に軽減（3年間） 1.5%以上の賃上げ方針有り：1/3 に軽減（設備の取得時期に より 4 年間又は 5 年間）	<u>1.5%以上の賃上げ方針：1/2に軽減（3年間）</u> <u>3%以上の賃上げ方針：1/4に軽減（5年間）</u>
適用期間		令和 5 年 4 月 1 日から令和7年3月31日までに取得した資産	<u>令和 7 年 4 月 1 日から令和9年3月31日までに取得した資産</u>

○賃上げに関する要件（雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上、又は 3%以上となる賃上げ方針の表明が必要）

【A】－【B】

【B】

【A】計画認定の申請日の属する事業年度※ 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額
※令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に限る。

【B】当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額